

広島県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和五年三月二日までの間、縦覧に供する。

令和五年二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

尾道新市線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
尾道市美ノ郷町三成字宮山二〇六九一番六地先から	尾道市美ノ郷町三成字宮山二〇六九一番一地先まで			二一・八〇 $\frac{1}{2}$	三三・〇〇	
				二五・三〇	三三・〇〇	
				二三・〇〇 $\frac{1}{2}$	三三・〇〇	拡幅
				五六・六〇		